



参画と協働のまちづくり



～地域の課題を発見し、市民が市と共に取り組む～

西宮市参画と協働の推進に関する条例



「西宮市参画と協働の推進に関する条例」ってどんな条例?

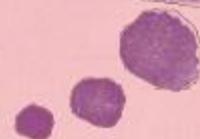
市民と市が手を携えてまちづくりを進めていくことを目的として、市民のみなさんが市政に参画する手法や、協働によるまちづくり等について定めた条例です。



パブリックコメント
ってなに?



そもそも
「参画」や「協働」
ってなに?



市と協働で事業を
するにはどうやって
提案するの?



そもそも...

どうして「参画」や「協働」が必要なの？

【市民ニーズの変化】

市民のニーズが多様化、複雑化し、公平性や画一的な扱いを重視する行政では対応できないことが増えました。



一人ひとり、
地域に合った
サービスが
ほしい！

【少子高齢社会の到来】

少子高齢化や人口減少が進み、これまでになかった課題が出てきました。

地域活動の
担い手が
足りない！



そういえば近所に
一人暮らしの
お年寄りが増えたね

【市民意識の高まり】

阪神・淡路大震災以降、ボランティア団体やNPO法人、市民活動団体が多く設立され、公共的な分野で活躍しています。

行政ができないこと、
自分たちが得意なことは
自分たちで解決しよう！



ボランティアに
参加したいな

【地方分権化】

平成12年に地方分権一括法が施行されるなど地方分権が進み、地域の実情を踏まえた、特色あるまちづくりを行うことが必要となっています。



地域のことは
地域で
解決しよう

そこで...

社会の変化に対応し、課題を解決しながら
地域の特性を活かしたまちづくりを進めるには、

市の政策などの立案・実施・評価に市民のみなさんが自主的に関わる「参画」と、

市民のみなさんと市が、それぞれ果たすべき役割を自覚し、お互いに補完しながら

対等な立場でまちづくりを行う「協働」が必要となります。



西宮市では

参画と協働のルールや仕組みを整えるとともに、市民のみなさんに分かりやすいものとするため、「**西宮市参画と協働の推進に関する条例**」を定めています。

この条例では、参画と協働の基本的なことを盛り込んだ「基本原則」、また、「市民等の役割」、「市の機関の役割」を定め、それぞれが果たすべき役割を明らかにしたほか、この条例の柱となる「参画」と「協働」について定めています。

基本原則

第1条～第5条

- ① 市民は、平等に市政に参画できます
- ② 市民等と市は、互いの立場や特性を理解し、協働してまちづくりを行います
- ③ 市民等と市は、参画と協働の推進にあたって、それぞれが有する情報を共有します

参画と協働のまちづくりを進めるための役割

自分だけではなく、
市全体の利益を考えます

市民のみなさんの意見や
アイデアを積極的に聴き、
共に考え行動する機会を
設けます

市民等の役割

- 参画と協働によるまちづくりに自主的に関わる
- 市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つ

市の機関の役割

- 市民等の参画と協働の機会を確保する
- 基盤の整備や積極的な情報提供を行う

→ 用語解説

- 「市民」とは、市内に住所を有する者をいいます。(年齢・国籍問わず)
- 「市民等」とは、市民のほか、市内在勤・在学者、市内で活動するもの、市内で事業を営むものをいいます。
- 「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長のことをいいます。

ところで、 参画ってなに？



私たちの意見を
届けよう！

参画とは、市民等のみなさんが、市の政策などの立案や実施にあたって、
自主的に参加するものです。

具体的には…

参画の手法

① 意見提出手続（パブリックコメント）

市の機関が政策の案を公表し、それに対する市民等のみなさんの意見を取りまとめ、
意見に対する市の機関の考えを示し公表するものです。

パブリックコメントの流れ





② 附属機関等について

市の機関が市民等のみなさんや専門家の意見を求めるために設置した、審議会や懇話会などの機関(附属機関等といいます)について、次のように条例に定められています。

1. 委員を選ぶときは、

- ① 幅広い分野の中から適切な人材を選ぶこと
- ② 公募の委員を含めること

2. 委員の氏名、年齢、職業、任期等を公表すること

3. 会議は公開すること

4. 会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時や場所を公表すること

5. 会議録を作成し、公表すること

透明性と
公平性の高い
運営を!



「公募委員」って??

「公募委員」とは、附属機関等の委員公募により、一般市民の中から選ばれた委員のことです。附属機関等は、有識者、団体関係者、公募市民など、さまざまな立場の方で構成されていて、複数の視点からの意見を取り入れることで、政策等の充実につなげることが期待できます。これも「参画」の手法の一つです。

一見、堅いイメージを持ってしまいそうな「公募委員」。西宮市では、身近な内容から専門的な内容までさまざまな分野で募集しています。市政ニュースやホームページで気になる附属機関等があれば、ぜひ応募してください!!



他にもこんな「参画」の仕組みがあります。

③ 説明会等の開催

市の機関が、政策等の案について市民等に説明し、意見を聴き、又は意見を交換する場を設けるものです。

④ 政策提案手続

市民が、基本的な計画や条例について政策の立案・実施等を提案することができる制度です。

⑤ 政策公募手続

市の機関が、政策の立案、実施等について、市民等から提案を募集する制度です。

⑥ 住民投票

市長が市政に関して、市民の意思を直接問う必要があると認めるときに実施できます。

協働って どんなこと?

一緒に地域の課題に
取り組もう!

第14条~第16条

「協働」とは、まちづくりを進めるために、市民等のみなさんと市がそれぞれ果たすべき役割を自覚して、対等な立場で互いに補完しながら、共に行動することです。

条例では、協働が円滑に進むように市の機関は必要な措置をとること、市民等は市の機関と協働して取り組む事業を提案できること、コミュニティ活動の推進などについて定められています。現在、100を超える事業が市民等と市の機関との協働で実施されています。

西宮市で実施している さまざまな協働のカタチ

〈地域で防災マップを作成〉

地域、専門のNPO、市が協働し、
地域に特化した防災マップを作成。
地域防災力の向上につながっています。



〈手作りの地域情報誌「宮っ子」〉

地域のみなさんがボランティアで
企画・編集・配布を行っています。
市は印刷費の補助や編集のサポートを
することで、地域のコミュニティ活動を
推進しています。



〈にしのみや食育フェスタを開催〉

講演会や、展示・体験・物販コーナーを通じて
食育や食の安全について考えるイベントを
地域・企業・学校や市と一緒に開催しています。



〈地域がつくる地域の交通〉

生瀬では、地域住民が主体的に
コミュニティ交通の導入に向けて取り組み、
専門家、交通事業者、市のサポートのもと、
コミュニティバス「ぐるっと生瀬」を運行しています。





活用しよう!

協働事業提案手続(未来づくりパートナー事業)

市民等が市の機関に対して、協働で取り組む事業を提案することができる仕組みです。提案者(団体・個人)と市の機関が企画段階から協議し、お互いの役割分担等を明確にしなが事業を行います。

- 毎年2~3月に次年度の事業提案を募集します
- 審査会で選ばれた事業が実施できます
- 企画段階から関係課と相談しながら進めます
- 事業に必要な費用の一部が助成されます

let's 協働事例

「誰でも食育先生」による体験型食育講座

提案者 → 武庫川女子大学 国際健康開発研究所
食育グループ Healthy+(ヘルシープラス)

特に若い世代の親子をターゲットに、調理実習も行う体験型の食育講座を開催。さらに地域で食育講座を行う先生を養成することで、健康や福祉への貢献はもちろん、地域での異世代交流による生きがい作りにもつながりました。(平成24年から3年間協働事業として実施)

役割

若い世代への食育講座を開きます

地域で活動する食育先生を育てます



市民等

市の機関

若い世代に向けて講座をアピールします

市のノウハウを企画段階から提供します



目的

- 若い世代への食育を推進したい!
- 食育先生を養成し、地域を活性化したい!

メリット

市民等

- 市と協働することで、信頼度・認知度が向上する
- 子育て世代を多く集められる
- 講座実施の際のサポートが受けられる

市の機関

- 子育て世代が食育に関心を持ってくれる
- 団体の専門知識を活かした講座を実施できる



この他にも、「参画」と「協働」を進める仕組みがあります。

第17条～第18条

① 参画と協働の取組の公表

市長は、その年の参画と協働の取組予定や、前年の取組状況を取りまとめ、ホームページなどで公表します。

② 検証制度

市長は、参画と協働の取組状況を「西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会」によって検証します。

西宮市参画と協働の推進に関する 条例評価委員会は何をしているの??

条例評価委員会では市が進めている参画と協働の取組等について、市以外の視点から評価・検証し、その結果を公表しています。

専門知識や、客観的・中立的な意見を聴くため、有識者や市民等が委員になっています。

パブリックコメント

作成した案は市民に分かりやすいものかな

十分広報をした?

市は出された意見への考え方を丁寧に答えているかな

委員

協働事業

提案者と市は対等な関係で事業実施できたかな

目的を共有して事業ができたかな

事業提案者と市がお互いを理解し意思疎通ができたかな

委員



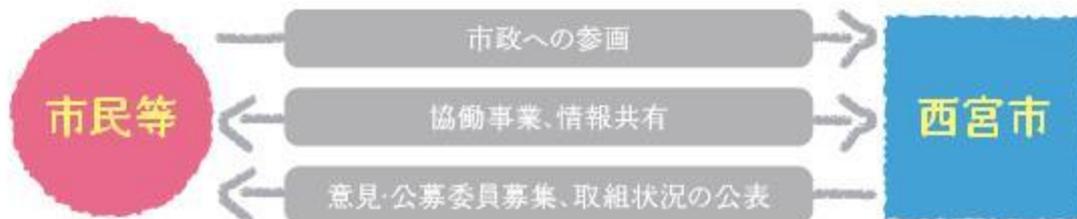
おさらい!! 条例イメージ

「参画」と「協働」の社会の実現

基本原則

3条

- ① 市民は、平等に市政に参画できる
- ② 市民等と市は、互いの立場や特性を理解し、協働してまちづくりを行う
- ③ 市民等と市は、参画と協働にあたり、それぞれが有する情報を共有する



「参画」と「協働」の取組

【参画】

意見提出手続 (パブリックコメント) **6条**

政策提案手続 **8条**

政策公募手続 **9条**

附属機関等 **11条**

住民投票 **13条**

【協働】

協働の推進 **14条**

協働事業の実施 **14条**

協働事業提案手続 **15条**

コミュニティ活動の推進 **16条**

評価

参画と協働の推進に関する条例評価委員会 **18条**



西宮市参画と協働の推進に関する条例

平成21(2009)年 4月1日全面施行

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

- 2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
 - (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更
 - (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
 - (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃
 - (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案(同項第6号に掲げる事項についての案を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
- (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
- (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。
- (4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。
- (5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。

3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。

4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。

5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。

6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

(説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等(以下「説明会等」という。)を設けるよう努めるものとする。

2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

(政策提案手続)

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(以下「対象事項」という。)について、市民10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 市の機関は、前項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会(以下「委員



会」という。)の立会いの下で行わなければならない。

- 4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。
- 5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること(以下「政策公募手続」という。)ができる。

- 2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

(実施方法等)

第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
 - (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。
- 2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

(附属機関等)

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

- 3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合

- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

- 4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことによむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

(その他の措置)

第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機

関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住民投票)

第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。

- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

(協働の推進)

第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働事業提案手続)

第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。

- 2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。

- 3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(コミュニティ活動の推進)

第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

(市長が講ずべき措置)

第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

(検証)

第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

(委任)

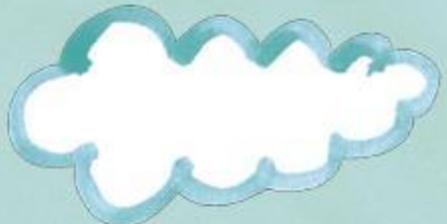
第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第13条まで、第15条及び第18条の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
〔平成21年規則第60号により、平成21年4月1日から施行〕

- 2 第6条の規定の施行の日前において、同条第1項各号に掲げる事項についての案の作成作業に着手しているものについては、同条の規定は、適用しない。

- 3 この条例は、社会情勢の変化等を勘案し、公布の日から5年以内を目途に見直しを行う。



発行・編集：西宮市市民協働推進課
TEL:0798-35-3764
FAX:0798-23-5551
E-mail:vo_chiiki@nishi.or.jp

平成28(2016)年3月 発行

